

政令第 号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行
期日を定める政令

内閣は、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行期日は、平成二十三年十月一日とする。

理 由

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。